

# 関連部署・団体との意見交換

## ■環境学習について

- ・ 環境学習プログラムの参加者について、概ね満席になるくらい好評である
- ・ 現状、生物多様性の内容にも力を入れている
- ・ 来年度「自然共生サイト認定記念」イベントを実施予定である
- ・ 民間企業と連携し、新たな環境学習プログラムを開発している

## ■ビオトープについて

- ・ ビオトープ内で保全している地域由来の希少植物（オニバス、ミズアオイ等）について、地域の横大路小学校と継続的に里親・里帰り事業を実施している
- ・ ビオトープ内で希少植物を育生しているが、個体数がかなり増え、除伐している種（コガマやアサザ等）も存在する
- ・ 地域性種苗の系統保存・活用について、ビオトープで保全している種であれば、苗を供給する体制に協力することも可能

(次頁あり)

(続き)

- 管理業務の一環として、月に一度生物のモニタリングを実施しており、その結果はきょうと生物多様性センターに提供している
- メダカについて、年1回のかいぼりで、外来種と思われる個体はビオトープから取り除いている
- 地域由来の個体（魚類）を厳密に保全するには、屋内に水槽を設置するしかないが、施設の構造上、困難である

## ■エシカル消費について

- ・ 人や社会、環境、地域に配慮した消費行動である「エシカル消費」の理念を広く市民に普及啓発し、取組の促進を図るとともに、様々な主体と連携・協働することで、全ての人の利益が最大化された持続可能な社会の実現を目指す
- ・ 京都市消費生活基本計画の重点取組として位置付けている

## ■取組実績（令和6年度）について

- ・ 京都生活協同組合との連携協定に基づく取組を実施（コープ二条駅、コープ醍醐石田）
- ・ 小学生対象の出前講座を実施（待鳳小学校6年生、同志社小学校5年生）
- ・ 広報媒体等を活用した啓発等を実施（ホームページ「みんなで、みんなに、いい消費。」、京都駅前電光文字表示装置にて啓発文を放映、動画放映（市内商業施設、市庁舎、京都市動画情報館）、啓発リーフレットの学校等への配布、大学における消費生活講座（同志社大、龍谷大））
- ・ 「エシカル消費のタネ」消費者標語募集事業【新規】を実施し、エシカル消費に関するテーマを設定して標語を募集

## ■ 環境学習について

- 環境学習に資するツールは、既に様々なものがあり、学校側はその中から使いやすいものを活用しており、恵まれている状況である
- 本市は、「1.5℃を目指す京都アピール」発信の地として、環境教育にはかなり注力しており、今後も引き続き、取り組んでいく
- 地球温暖化対策室と連携し、全市立小学校にて、地球温暖化や環境問題等の理解を深める「こどもエコライフチャレンジ推進事業」を実施
- 京都商工会議所を通じて京都の様々な企業に御協力いただき、自社の環境技術や環境問題への取組をテーマとした授業を学校で実施
- 市立小学校の授業において自然観察を実施する際、「地域生きもの探偵団」を活用しており、かなり好評である
- 京都水族館と連携し、「身近な自然を守るために私たちが今できること」について考える環境学習出前授業を実施

## ■ 建築物における配慮について

- 学校施設マネジメント計画等に基づき、太陽光発電設備や高断熱化、市内産木材などを積極的に導入している
- 設計に当たっては、学校側のニーズを踏まえ、屋上防水を改修する際に、併せて屋上の断熱化を図ったり、南側の窓を複層ガラス化するなどの対応を実施
- 学校施設はあくまでも児童、生徒の教育環境の充実が最優先であり、そのうえで、政策的に必要な脱炭素や木質化などを実施

## ■ 外構における配慮について

- 外構の植栽は、学校ごとのニーズに合わせて個別に対応している
- 学校によっては、シンボルツリーが植えられている場合があり、大切に維持管理している。地域からの寄付で植えられている樹木もある
- 国庫補助事業の「エコ改修」を活用し、ビオトープを設けたり、大学と連携し、校内のビオトープを整備している小学校もある

## ■ 京都ゆかりの植物の保全や持続可能な利用について

- 同園では、府下の希少植物について、全ての種を系統保存していくつもりであり、一定程度は既に保全している。自生地における保全が難しい種について、同園に域外保全し、自生地に返していきたいが、自生地の保全が進まず、なかなか返せていない状況がある。域外保全に当たっては、遺伝的多様性を確保できる個体群を保有している
- 植物の域外保全や種苗の提供については、交雑が懸念される。地域性種苗を提供するのであれば、交雑等の悪影響を与えない種を選定することが重要
- 一方、啓蒙的な活動も重要であり、「生物資源の持続可能な利用」の観点から、チマキザサの取組は非常に良い。根で増えるので交雑のおそれはなく、厄除け粽等の分かりやすい利用方法も確立されているため、市民・事業者に訴える題材として適している
- 京都ゆかりの植物の保全や持続可能な利用の取組を進めていくのであれば、情報発信等の協力は可能

## ■ 「30by30 目標」に向けた保護地域やOECMによる保全の推進

- ・ 京都府では、2030年までに陸と海の30%以上を保護・保全する「30by30 目標」を達成するため、保護地域やOECMによる保全を推進しているところ
- ・ このため、京都市においても、京都ならではの自然環境を形成している社寺林や庭園をはじめ、企業の森や大学の緑地等を対象として「自然共生サイト」への認定や利活用の支援等の推進を戦略に盛り込んでいただきたい

## ■ 企業による生物多様性・自然資本に配慮した持続可能な事業活動の拡大

- ・ 府内で自然環境の保全活動を行う保全団体は、活動資金やマンパワーの面などで課題を抱えている一方で、企業等の事業活動においては、自然資本への配慮を財務会計をはじめとする経済システムに組み入れることが提唱され、生物多様性への注目度が高まっている
- ・ これを踏まえ、京都市においても、積極的に企業や大学等研究機関をはじめとする多様な主体との連携・協力関係を構築し、京都の自然環境の守り、持続的に活用していくことを戦略に盛り込んでいただきたい (次頁あり)

(続き)

## ■ 公共事業における環境配慮について

- ・ 公共事業は安全や利便性の向上に大きな役割を果たす一方で、事業に伴う地域の生態系の質の低下や景観への影響などが懸念されるどころ
- ・ 京都府では、府の公共事業を自然環境と共生するものへ導くため、平成15年以降、「『環』の公共事業行動計画」やガイドラインを策定
- ・ 現在、一定規模以上の公共工事に関する事前評価等は、公共事業所管課による自己評価に対する意見照会があり、これに対し、自然環境保全課が評価・意見している。また、公共事業所管課においても外部有識者で構成する審査会に意見聴取している
- ・ 京都市が市民や事業者等に生物多様性への配慮に協力を求める立場であることからすれば、率先して、京都市が実施する公共工事等に対する生物多様性への配慮を求める仕組みも今後検討いただきたい
- ・ ただし、公共工事に対する環境配慮を求める仕組みを構築するためには、公共事業部局の理解と協力が前提となる

(次頁あり)

(続き)

## ■生態系の保全

- 京都府の自然環境は、南北に細長い地形をしていることから、府内でいくつかの気候が存在するため、生態系は変化に富んだ多様なものになっている
- また、府内の自然環境や生息する生物は、数々の歴史の舞台として登場するほか、都を中心に花開いた文学や芸能、芸術、伝統産業などの京都文化に深く影響を及ぼしており、各地域固有の自然環境や生物多様性は非常に重要なものといえる
- しかし、生物多様性を守るためには、個別の種を守るだけでは不十分であり、種を取り巻く環境全体を保全することが必要である
- ついては、個別の種の保全だけでなく、地域全体に着目した保全活動についても戦略に盛り込んでいただきたい

(次頁あり)

(続き)

## ■ 外来生物対策について

- ・ 令和5年4月に施行された改正外来生物法では、新たに地方公共団体の責務が規定され、定着が既に確認されている特定外来生物についての防除が求められている
- ・ また、既に広く飼育され、野外の個体数も多いアメリカザリガニやアカミミガメが条件付き特定外来生物として指定
- ・ こうした動きを踏まえ、京都府では、環境省の交付金を活用し、各地域で防除講習会を展開するなど「地域と連携した外来生物対策事業」を推進。併せて、京都府外来種データブック（2020）を令和6年2月に改訂したところ
- ・ 京都市においても、改正外来生物法の趣旨を踏まえ、侵入・定着する特定外来生物の防除対策等についても戦略に盛り込んでいただきたい

(次頁あり)

(続き)

## ■地域の生物多様性情報や資料等の保全の推進について

- ・ 京都府内には自然史博物館がない状況において、自然に親しむ機会や活動の場の創出とともに、地域の生物多様性情報や資料の保全を図ることが課題となっている
- ・ このため、京都市においても、地域の科学館や資料館、小学校等の空き教室などの既存施設を活用しながら、標本をはじめとする地域の生物多様性情報や資料の保全を進め、散逸防止を図られることについても、盛り込んでいただきたい